

## 消費者安全法の運用について

- 原則** 地方公共団体の長は、被害の拡大のおそれのある消費者事故等の情報を入手した場合には、内閣総理大臣（消費者庁）に報告しなければならない。
- 運用** 消防機関の収集した消費者事故等については、消防庁において集約し、消費者庁に通知することが認められている。また、製造輸入、販売者等及び日本消防検定協会、登録認定機関等の入手した消費者事故等の情報については、消防庁に報告することとされている。

### ●消防用設備等及び消防関係製品の不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告制度

#### 1 報告の対象となる消防用設備等及び消防関係製品

- ① 消防用設備等（消防法第17条関係）
- ② 消防の用に供する機械器具等（消防法第21条の2及び21条の16の2関係）
  - ・検定対象機械器具等
  - ・自主表示対象機械器具等
- ③ 防災物品・防災製品（消防法第8条の3関係）
- ④ 危険物の運搬容器（消防法第16条関係）

#### 2 報告の対象となる情報の種類

- (1) 消防用設備等及び消防関係製品の不具合・事故で、次のいずれかに該当する情報
  - ① 不具合が直接原因となり、生命・身体・財産に被害が発生したもの
  - ② 不具合が直接原因となり、生命・身体・財産に被害が発生するおそれが高いと判断したもの
  - ③ その他社会的影響が大きいと考えられる不具合・事故に関するもの
- (2) 消火器、住宅用火災警報器等の悪質な訪問販売や詐欺等に関する情報

### ●消防用設備等及び消防関係製品に関するリコール等の報告等の制度

製造事業者等がリコール等を行うこととなった場合には、消防庁に報告する。

#### 関係工業会

一般社団法人日本火災報知機工業会 一般社団法人日本消火器工業会 一般社団法人日本消火装置工業会 一般社団法人日本消防ポンプ協会  
一般社団法人日本消防放水器具工業会 一般社団法人全国避難設備工業会 一般社団法人日本消防ホース工業会  
一般社団法人全国消防機器販売業協会 公益財団法人日本防災協会 一般社団法人日本消防標識工業会

消防機器等の適正な品質の確保に努めています。



消防リコール  
制度のしくみ

NFES

一般社団法人全国消防機器協会

消防リコール制度は、  
消防機器等に対し総務大臣が  
リコール命令権(※)を行使するものです。



※消防法において、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等が法令に違反して、販売され、設置等に係る工事に使用された場合において、総務大臣が必要に応じ、回収や必要な措置を講ずることを命令することができることとされています。また、回収等の命令に違反した場合の罰則が設けられています。

リコール命令権(回収や必要な措置)

検定対象機械器具等

製造・販売業者等

- ① 検定に合格していない製品や表示のない若しくは紛らわしい表示を付したものを又は失効したものを販売した場合
- ② ①を設置、変更、修理の請負に係る工事に使用した場合

販売又は使用した者への罰則

- 1 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 2 両罰として100万円以下の罰金刑

- ③ 型式適合検定の合格の決定が取り消されたものを販売又は設置等の工事に使用した場合

自主表示対象機械器具等

製造・輸入業者等

- ① 規格に適合しない製品や表示のない又は紛らわしい表示を付したものを販売した場合
- ② ①を設置、変更、修理の請負に係る工事に使用した場合

販売又は使用した者への罰則

- 1 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 2 両罰として100万円以下の罰金刑

型式適合検定

型式適合認定を受けた者

不正の手段により型式適合検定に合格した場合

！総務大臣によるリコール命令

- ① 火災予防等のため重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合  
かつ
- ② 重大な支障の発生を防止するために特に必要と認めるとき

- ① 検定対象機械器具等の回収
- ② その他の火災の予防等に対する重大な支障の発生を防止するために必要な措置

リコール命令に違反した場合

- 1 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 2 両罰として1億円以下の罰金刑

！総務大臣によるリコール命令

- ① 火災予防等のため重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合  
かつ
- ② 重大な支障の発生を防止するために特に必要と認めるとき

- ① 自主表示対象機械器具等の回収
- ② その他の火災の予防等に対する重大な支障の発生を防止するために必要な措置

リコール命令に違反した場合

- 1 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 2 両罰として1億円以下の罰金刑

日本消防検定協会(登録検定機関)  
型式適合検定の合格の取り消し

総務大臣への届出

公示



消防機器等の適正な品質の確保に努めています。

# 検定制度のしくみ

## 検定対象品目 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

- 1 消火器  
水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの(収納容器に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び消防法施行令第41条第5号に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。)をいう。
- 2 消火器用消火薬剤(二酸化炭素を除く)  
消火器に充填して使用するものをいう。
- 3 泡消火薬剤(水溶性液体用を除く)  
基剤に泡安定剤その他の薬剤を添加した液状のもので、水(海水を含む。)と一定の濃度に混合し、空気又は不活性気体を機械的に混入し、泡を発生させ、消火に使用する薬剤をいう。
- 4 ① 感知器  
火災により生ずる熱、燃焼生成物(煙)又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知し、火災信号又は火災情報信号を受信機若しくは中継器又は消火設備等に発信するものをいう。  
② 発信機  
火災信号を受信機に手動により発信するものをいう。
- 5 中継器  
火災信号、火災表示信号、火災情報信号、ガス漏れ信号又は設備作動信号を受信し、これらを信号の種別に応じて、受信機等に発信するものをいう。

- 6 受信機  
火災信号、火災表示信号、火災情報信号、ガス漏れ信号又は設備作動信号を受信し、火災の発生若しくはガス漏れの発生又は消火設備等の作動を防火対象物の関係者又は消防機関に報知するものをいう。
- 7 住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)  
住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器であって、感知部、警報部等で構成されたものをいう。
- 8 閉鎖型スプリンクラーヘッド  
火災の熱によりヘッドの周囲温度が上昇すると、ヘッドの感熱体が破壊又は変形しヘッドの放水を阻止している栓などが外れて放水口から水が放水されるものをいう。
- 9 流水検知装置  
湿式流水検知装置、乾式流水検知装置及び予作動式流水検知装置をいい、配管内の流水現象を自動的に検知して、信号又は警報を発する装置をいう。
- 10 一斉開放弁  
スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備等の配管途中に設けられる弁で、消火に必要な区域のすべてのヘッドに送水する弁として用いられるものをいう。
- 11 金属製避難はしご  
金属製の避難はしごで、火災の際、煙や炎で階段などの避難施設が使えない場合に、建物に固定されたものや他の場所からつり下げて使用するものをいう。
- 12 緩降機  
使用者が他人の力を借りずに自重により自動的に連続交互に降下することができる機構を有するものをいう。

検定対象機械器具等の種別	表示の様式
消火器 火災報知設備の感知器又は発信機 中継器 受信機 金属製避難はしご	
緩降機	

検定対象機械器具等の種別	表示の様式
消火器用消火薬剤 泡消火薬剤	
閉鎖型スプリンクラーヘッド	
流水検知装置 一斉開放弁 住宅用防災警報器	

### 関係工業会

一般社団法人日本火災報知機工業会 一般社団法人日本消火器工業会 一般社団法人日本消火装置工業会 一般社団法人日本消防ポンプ協会  
 一般社団法人日本消防放水器具工業会 一般社団法人全国避難設備工業会 一般社団法人日本消防ホース工業会  
 一般社団法人全国消防機器販売業協会 公益財団法人日本防災協会 一般社団法人日本消防標識工業会



# 検定制度は、 消防機器等の不良品や不具合品が販売等により 流通するのを未然に防ぐために定められた制度です！

- ・性能機能等に関する技術上の規格は、国が規定
- ・開発・製品化するプロトタイプが技術上の規格に適合していることの型式試験は、検定機関が実施
- ・型式承認は、型式試験結果を基に国（総務大臣）が実施
- ・型式承認したものは、官報により公示
- ・型式承認を受け、製造されたものは、検定機関が行う型式適合検定を受検
- ・型式適合検定に合格したのものには、検定機関が合格した旨の表示を貼付
- ・合格した旨の表示を貼付したものは、販売、販売を目的とする陳列等



対象製品は、12品目が指定されています。  
消防機器等の製造・販売及び設置・修理に係る  
業者が規制を受けます。



消火器  
消火器用消火薬剤



受信機  
中継器



感知器・発信機



泡消火薬剤

検定対象品目  
**12**品目  
平成26年4月1日現在



閉鎖型スプリンクラー  
ヘッド



住宅用防災警報器



金属製避難はしご  
緩降機



流水検知装置  
一斉開放弁

対象製品は、品質がチェックされた後、  
合格の表示が貼られて  
販売・設置等されます。

**型式試験**

検定機関の試験施設で行う一次試験と製造者等の工場等で行う二次試験があります。

**申請の内容**

申請書・見本  
設計図・明細書・工場設備概要調書  
社内試験成績表・製造工程概要調書  
社内検査体制調書

**型式承認**

総務大臣が型式試験結果等をもとに、審査し、技術上の規格に適合している場合に、型式承認をします。

**申請の内容**

申請書、型式試験の結果・意見書の添付

**型式適合検定**

製造者等の工場等で行う立会方式と製造者等が行った検査結果を検査員が検証するデータ審査方式があります。

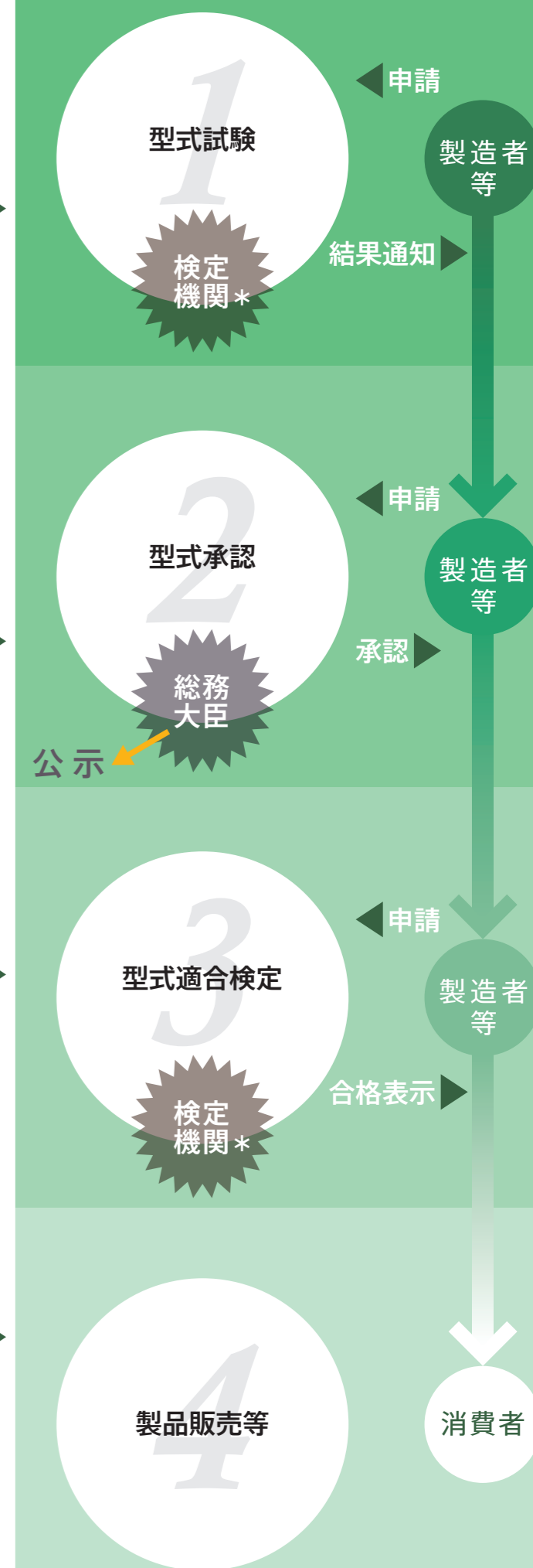
**製造者等が行う内容**

工程管理、社内検査等の実施

**製品販売等**

- ・販売
- ・販売を目的とした陳列
- ・設置工事等の請負に係る工事に使用

\* 1 型式試験、3 型式適合検定は、検定機関  
(日本消防検定協会・登録検定機関) が行います。



自主表示対象品目 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

1 動力消防ポンプ

ポンプ、ポンプ駆動用の内燃機関又はこれらと同等以上の性能を有する機関その他の必要な機械器具から構成される消防の用に供するポンプ設備をいう。消防ポンプ自動車及び可搬式消防ポンプがある。

2 消防用ホース

消防の用に供する平ホース、保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースをいう。

3 消防用吸管

動力消防ポンプの吸水口に結合して使用する吸水のための導管をいう。

4 消防用結合金具

消防用ホース又は消防用吸管を他のホース又は吸管、動力消防ポンプ等と結合するために、ホース又は吸管的端部に装着する金具をいう。差込式結合金具、ねじ式結合金具、大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具がある。

5 エアゾール式簡易消火具

水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもののうち、内容積1リットル以下のものをいう。

6 漏電火災警報器

電圧600ボルト以下の警戒電路の漏洩電流を検出し、防火対象物の関係者に報知する設備であって、変流器及び受信機で構成されたものをいう。

自主表示対象機械器具等の種別 表示の様式

動力消防ポンプ



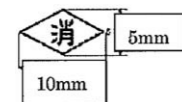
消防用ホース



消防用吸管



結合金具



エアゾール式簡易消火具  
漏電火災警報器の変流器又は受信機



関係工業会

一般社団法人日本火災報知機工業会 一般社団法人日本消火器工業会 一般社団法人日本消火装置工業会 一般社団法人日本消防ポンプ協会  
一般社団法人日本消防放水器具工業会 一般社団法人全国避難設備工業会 一般社団法人日本消防ホース工業会  
一般社団法人全国消防機器販売業協会 公益財団法人日本防災協会 一般社団法人日本消防標識工業会

消防機器等の適正な品質の確保に努めています。

自主表示制度  
のしくみ



# 自主表示制度は、 消防機器等の製造・輸入者が、 自ら検査を行い、品質を保証する制度です！

- 性能機能等に関する技術上の規格は、国が規定
- 規格に適合する旨の表示を付そうとするときは、あらかじめ総務大臣に届出
- 製造者等自らが検査を行い、合格したものには、規格に適合する旨の表示を貼付
- 規格に適合する旨の表示を貼付したものは、販売、販売を目的とする陳列等



対象製品は、6品目が指定されています。  
消防機器等の製造・輸入及び設置・修理に係る  
業者が規制を受けます。



動力消防ポンプ



エアゾール式簡易消火具



結合金具

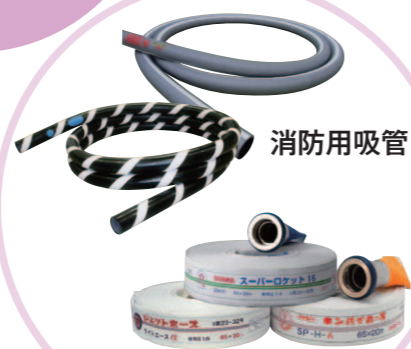
自主表示対象品目

6品目

平成26年4月1日現在



漏電火災警報器



消防用吸管

消防用ホース

対象製品は、  
適合品の表示が貼られて  
販売・設置等されます。

## 準備→届出

対象製品の種類・型式が技術上の規格に適合するものであることの確認を行います。

### 届出の必要書類

届出書（氏名又は名称及び住所（法人は代表者氏名）、種別・型式、輸入者（製造者の氏名又は名称及び住所又は所在地））

※技術上の規格適合確認書類を添付

## 検査の実施、記録の作成と保存

形状等が届出に係る種類・型式の設計図書に適合しているかを検査設備・検査方法により確認します。

### 検査記録の作成・保存（5年）の項目

1. 自主表示対象機械器具等の種類及び型式
2. 検査に用いた設計図書
3. 検査の項目、内容及び判定方法
4. 検査を行った年月日及び場所
5. 検査に使用した設備及び測定機器
6. 検査を実施した者の氏名
7. 検査を行った自主表示対象機械器具等の数量
8. 検査の結果
9. 設計図書、検査設備又は検査方法を変更した場合はその変更履歴

## 製品販売等

- 販売
- 販売を目的とした陳列
- 設置工事等の請負に係る工事に使用

\* 第三者試験検査機関の活用は任意です。

